

《学校における》
人権教育をすすめるにあたって

平成31年（2019年）1月一部改訂

京都市教育委員会

目 次

I	はじめに ～一部改訂（平成31年（2019年）1月）にあたって～	1
II	人権教育のこれまでの動向	2
III	人権教育推進の基本的方向	
1	本市人権教育の目的～『人権という普遍的文化』の担い手の育成～	5
2	人権教育をすすめる四つの視点	7
	(1)人権としての教育	
	(2)人権を通しての教育	
	(3)人権についての教育	
	(4)人権のための教育	
IV	学校としての組織的取組と家庭・地域等との連携	10
1	学校としての人権教育の目標設定	
2	人権教育の全体計画・年間指導計画の策定	
3	校内人権研修の取組	
4	家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携	
V	個別的な人権課題に対する取組	13
1	子どもにかかわる課題	15
	(1) いじめ・不登校	
	(2) 発達障害	
	(3) パソコン・スマートフォン等を通じたインターネット・SNSによる 人権侵害	
	(4) 児童虐待	
	(5) 子どもの貧困	
	(6) LGBT等の性的少数者	
2	男女平等にかかわる課題	21
3	障害のある人にかかわる課題	22
4	同和問題にかかわる課題	23
5	外国人・外国籍市民等にかかわる課題	24
6	HIV感染者等にかかわる課題	25
7	その他の課題	25

I はじめに ～一部改訂（平成31年（2019年）1月）にあたって～

「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」。これは、先人の永年にわたる不断の努力により脈々と京都市の教育に受け継がれている基本理念である。本市では、この確固たる教育理念のもと、昭和39年（1964年）の「同和教育方針」、平成4年（1992年）の「京都市立学校外国人教育方針」の策定等を通じて、同和問題の解決を目指す教育、外国にルーツをもつ子どもへの民族差別をなくす教育、さらには障害のある子どもの教育をはじめとする教育実践を進めてきた。

とりわけ、「教育保障なくして子どもの人権尊重はない」との認識のもと、学力向上を最重点課題と位置づけるとともに、いじめ・不登校などの子どもにかかわる課題についても同様の視点から取り組むなど、人権教育は本市教育の土台としての役割を果たしている。

こうした伝統のもと、平成11年（1999年）4月には、それまでの取組の成果と課題を整理し、人権教育の新たな展開と今後の方向性を示すため、「《学校における》人権教育をすすめるにあたって（試案）」を策定し、平成14年（2002年）5月には、この試案をもとに内容の充実を図り「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」（以下「指針」という。）を策定した。

さらに、平成17年（2005年）6月の「京都市人権文化推進計画」、文部科学省が設置した人権教育の指導方法等に関する調査研究会議（以下「調査研究会議」という。）が作成した平成20年（2008年）3月の「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（以下「〔第三次とりまとめ〕」という。）も踏まえ、平成22年（2010年）3月に本指針を改訂し、家庭・地域等との連携のもと、組織的な人権教育を積極的に推進している。

しかしながら、前回の改訂（平成22年（2010年）3月）から8年余りが経過し、この間、本指針に掲げる個別的な人権課題に関しても、その解決を目指す個別の法整備が進められている。また、本市においては、平成27年（2015年）2月に平成27年度（2015年度）からの10年間を計画期間とした京都市人権文化推進計画が策定され、同計画において、昨今の社会状況も踏まえ、各重要課題の改訂が加えられたところであり、この度、本指針においても、個別的人権課題の内容を中心に改訂を行うこととした。

Ⅱ 人権教育のこれまでの動向

人権教育の重要性

20世紀の二度にわたる世界大戦の反省に基づき、昭和23年(1948年)「世界人権宣言」が国連総会で採択されて以来、国際的な人権保障実現のための数多くの取組が進められてきた。

こうした中、「社会の発展と平和は人権の確立なくしては成立しない。」「そのためには人権教育が不可欠である。」という認識に基づき、国連は平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間を、「人権教育のための国連10年」と位置づけた。また、平成16年(2004年)12月には、平成17年(2005年)を初年とし、全世界規模で人権教育を推進するための「人権教育のための世界計画」を実行していくとの宣言が国連総会で採択され、現在、世界各国でこの計画に基づく取組が進められている。

「人権教育のための国連10年」の決議において、人権教育は「人権という普遍的文化の確立した社会づくりを目指すものであり、あらゆる発達段階の人々、あらゆる社会層の人々の尊厳について学び、また、その尊厳をあらゆる社会で確立するための方法と手段を学ぶための生涯にわたる総合的な過程である。」と定義されている。

このように、人権教育は生涯にわたる営みであり、学校のみならず家庭・地域そして社会全体で意図的・主体的に展開されるべきものであるが、生涯学習の基礎を培う学校教育が、その過程において果たすべき役割には大きなものがある。

我が国においても「児童の権利に関する条約」をはじめとする人権関連の諸条約を締結するとともに、基本的人権の享有を保障する日本国憲法のもと、人権尊重社会の実現を目指す施策や教育が推進されている。平成12年

(2000年)12月には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が成立し、この法律に基づき策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14年(2002年)3月閣議決定、平成23年(2011年)4月一部変更)では、人権教育・啓発の重要性が強調された。さらに、調査研究会議においては、平成20年(2008年)3月に、[第三次とりまとめ]が公表され([第一次とりまとめ]平成16年(2004年)6月公表、[第二次とりまとめ]平成18年(2006年)1月公表)、学校教育における人権教育の一層の改善・充実を図ることが現

在においても求められている。

- ☆ 子どもを健やかにはぐくむための市民共通の行動規範である「子どもを共に育む京都市民憲章」の制定（平成19年（2007年）2月）及び「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」の施行（平成23年（2011年）3月）
- ★ いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する「いじめ防止対策推進法」の施行（平成25年（2013年）9月）
- ☆ いじめの防止等のための取組を総合的かつ効果的に推進する「京都市いじめの防止等に関する条例」の施行（平成26年（2014年）10月）
- ☆ まちや市民の暮らしの中に人権を大切にし、尊重し合う習慣が根付いた人権文化が息づくまち・京都を、市民みんなでつくる「京都市人権文化推進計画」の改訂（平成27年（2015年）2月）
- ★ 性同一性障害を含むいわゆる「性的マイノリティ」とされる児童生徒についてのきめ細かな対応に当たっての具体的な配慮事項をまとめた「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知（平成27年（2015年）4月）
- ★ 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行（平成28年（2016年）4月）
- ★ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組についての基本的施策を定め、これを推進する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の施行（平成28年（2016年）6月）
- ★ 部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現する「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行（平成28年（2016年）12月）
- ★ 教育の機会の確保等を目的とする「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」完全施行（平成29年（2017年）2月）

【☆…本市人権関係施策，★…国人権関係施策】

「持続可能な社会の創り手」の育成に向けて

平成29年（2017年）3月に告示された学習指導要領（高等学校，特別支援学校は平成30年（2018年）に告示）の前文においては，これからの学校には「一人一人の児童又は生徒が，自分のよさや可能性を認識するとともに，あらゆる他者を価値のある存在として尊重し，多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え，豊かな人生を切り拓き，持続可能な社会の創り手となることができるようにする」と示されている。この学習指導要領の理念は，本市が「学校教育の重点」に掲げる「目指す子ども像」とも軌を一にするものであり，本市においては，引き続き，

本指針のもと、「学校教育の重点」とも連動を図りながら、人権教育を基盤とした学校教育活動の一層の推進が求められている。

また、平成28年(2016年)1月には、国連サミット(平成27年(2015年)9月)において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた17の「**持続可能な開発目標(SDGs)**」が発効した。SDGsには、2030年に向けて、世界が合意した新たな目標として、「各国はその力を結集し、あらゆる形態の貧困に終止符をうち、不平等と闘い、気候変動に対処しながら、世界人権宣言の精神を引き継ぐ「誰一人として取り残さない(leave no one behind)」というすべての人に普遍的に適用される人権の理念が掲げられている。SDGsという世界共通の普遍的な価値観を社会で共有し、多様な他者との協働により、現状をよりよく変えていく「持続可能な社会の創り手」の育成が求められており、これは、人権尊重の精神を基盤とした取組が不可欠である。こうした意味においても、人権教育の役割はますます高まっている。



Ⅲ 人権教育推進の基本的方向

今回の一部改訂は、前回と同様に社会情勢や様々な取組の進展により学校における人権教育のさらなる充実の重要性が高まる中、子ども一人一人の人権を尊重する本市教育の豊かな伝統を踏まえつつ、人権を取り巻く社会環境の変化に対応するため、今後の本市人権教育の方向性を改めて示すものである。

各校においては、本指針に基づき、人権教育の重要性を再確認するとともに、教育に携わる者としての自覚と責務を深く認識し、「人権という普遍的文化」の確立した社会の構築を目指した人権教育の創造に向け、あらゆる教育活動を推進していただきたい。

1 本市人権教育の目的～『人権という普遍的文化』の担い手の育成～

本市人権教育の目的は、「自ら進路を切り拓き、自立して生活することができる」とともに、人権の大切さを理解し、人権尊重を規範とした日常の行動がとれる子どもの育成、すなわち、『人権という普遍的文化』の担い手を育成することである。

「人権という普遍的文化」が確立した社会とは、人権の概念及び価値が広く理解され、人権尊重の精神が日常の行動の規範となる社会のことである。

具体的には、

- ① すべての人々の人権が尊重され、
- ② すべての人々の個性と能力が正しく評価され、その発揮が保障され、
- ③ すべての人々の社会の発展に寄与する機会が均等に保障され、
- ④ これらのことが社会共通の規範となり差別と排除が容認されない

ことが確立された社会である。

人権教育が目指す「『人権という普遍的文化』の担い手の育成」は、教育基本法が学校教育に求める「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期する」ことと軌を一にするものであり、その意味において人権教育は教育の営みそのものであるといえる。

また、人権教育には「子どもの人権を徹底的に尊重する」いわゆる「子どもを守る」という視点からの取組と、「子どもの人権意識を高め、その良さを引

き出し伸ばさせる」いわゆる「子どもを育てる」という視点からの取組が不可欠である。

もとより、この両面からの取組は学校教育の特定の領域のみに限定されるものではなく、すべての教育活動において行われるべきものであることはいうまでもない。

【参考1】「教育の目的・目標」について（「教育基本法第1条及び第2条」）

（教育の目的）

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

【参考2】「人権教育の目標」について（「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」より）

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」は、「人権教育・啓発推進法では、『国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう(第3条)』にすることを、人権教育の基本理念としている。」とし、ここでいう「人権尊重の理念」を、学校教育において児童・生徒にもわかりやすい言葉で表現するならば、**【自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること】**であるとしている。

その上で、「一人一人の児童生徒が発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、**【自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること】**ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることが、**人権教育の目標**である。」と述べている。

2 人権教育をすすめる四つの視点

各校においては、子どもや保護者・地域の実態を十分に把握し、以下に示す四つの視点から人権教育を推進することが重要である。

(1) 人権としての教育

「人権としての教育 (education as a human right)」は、教育を受けること自体が重要な人権であるとの認識に立って、就学の機会均等の保障はもとより、子どもたちの「生きる力」を培う豊かな教育を受けることが保障されているかという視点である。

- 子どもたちの「教育を受ける権利」を保障するということは、子どもの個性や特性を尊重し、自己実現を可能とする力を身に付ける場を保障し、一人一人を確実に育てあげる実践を進めることである。
- 特に、家庭の経済的条件や障害など本人の責に帰さない事由に起因して自ら学習する上で困難な条件を有し、その能力が十分伸ばしきれていない子どもに対して、学校における日々の教育実践の中で、個に応じた学習への動機付けや学力向上の取組を進めることが必要である。

(2) 人権を通しての教育

「人権を通しての教育 (education in or through human rights)」は、学校教育全体を通して、子どもたちが人権の大切さを日常的に感じながら、学習することができる環境を、学校や学級において作り出すことができているかという視点である。

- 教職員同士、児童・生徒同士、教職員と児童・生徒間の人間関係や、学校・学級の全体としての規律ある雰囲気や人間関係などは、学校教育における人権教育の基盤をなすものである。
- 人権教育の効果的な実施を図るためには、教育課程の編成や生徒指導、学級経営等をはじめ、すべての学校教育活動において人権尊重の精神が底通している取組が求められる。

(3)人権についての教育

「人権についての教育 (education on or about human rights)」は、子どもたちが人権についての理解・認識を深め、人権を守る意欲や態度をはぐくむとともに、人権にかかわる問題解決のために行動できる力を培うことができているかという視点である。

- 「人を傷つけてはいけない」「差別してはいけない」という観念的な理解に終わらせず、正義感や公正さを重んじる心をはぐくむ学習を進める。
- 法は、人が人間らしく幸せに生きるために様々な自由や権利を保障しているにもかかわらず、十分にその権利を享受していない子どもたちが存在することを踏まえ、これらの自由や権利についての学習にも十分力を注ぐ必要がある。同時に、社会を構成する個人であるとの自覚の上に立ち、社会発展のためには自らに課せられた義務は履行せねばならないこと、また、個人の自由や権利には自ずと制約が内在することを学ばせることも大切である。
- 人権や差別問題についての学習だけでなく、環境問題や多文化共生の理念に関連させた人権への認識をはぐくむよう努める。また、指導に当たっては、「特別の教科 道徳」、「総合的な学習（探究）の時間」や「特別活動」等の授業時間を活用するとともに、それぞれの特質を踏まえ、目標及び内容との関連に配慮して進めることが重要である。
- 身近な人権問題を取り上げることで、子どもたちに人権を自らの課題としてとらえさせるとともに、主体的な活動を通して課題解決の道筋を考えさせるために、参加・体験型の学習を取り入れるなど指導方法の工夫が求められる。また、子どもたちの人権意識を具体的な態度や行動に結びつけさせる場として、長期宿泊・自然体験活動や生き方探究・チャレンジ体験推進事業等の体験活動の機会を活用する。

(4)人権のための教育

「人権のための教育 (education for human rights)」は、学校教育活動全

体を通して、すべての人々の人権が尊重される社会を実現し、その社会を担い得る人間として成長する子どもの育成を目指す教育実践が行われているかという視点である。

- 人権の大切さを理解し、人権尊重を規範とした日常の行動がとれる子どもの育成によって、人権の確立した社会を実現することができることを全教職員が共通理解し各校の人権教育の充実を図る。
- 子どもたちを「人権という普遍的文化」の担い手としてはぐくむためには、学校はもとより、家庭、地域社会が連携して人権文化をはぐくむための知識・技能、態度を身に付けさせることが重要である。

【参考】児童・生徒の人権感覚をはぐくむための力や技能について（「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」より）

… [自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること] ができるということが、態度や行動にまで現れるようにすることが必要である。すなわち、他の人とともによりよく生きようとする態度や集団生活における規範等を尊重し義務や責任を果たす態度、具体的な人権問題に直面してそれを解決しようとする実践的な行動力などを、児童生徒が身に付けられるようにすることが大切である。具体的には、各学校において、教育活動全体を通じて、例えば次のような力や技能などを総合的にバランスよく培うことが求められる。

- ① 他人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考えや気持ちなどがわかるような想像力、共感的に理解する力
- ② 考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような、伝え合い、わかり合うためのコミュニケーションの能力やそのための技能
- ③ 自分の要求を一方向的に主張するのではなく建設的な手法により他人との人間関係を調整する能力及び自他の要求を共に満たせる解決方法を見いだしてそれを実現させる能力やそのための技能

IV 学校としての組織的取組と家庭・地域等との連携

1 学校としての人権教育の目標設定

- 学校としての人権教育の目標を設定するに当たっては、学校教育目標との関連に配慮し、前章で示した本市人権教育の目的や視点を踏まえ、「人権文化の息づくまち・京都」の実現を目指した未来志向的、建設的な目標となるよう留意する。
- 各校のこれまでの取組や、児童・生徒の実態、地域の実情等も考慮しながら、人権尊重の視点に立った目指すべき子ども像を明確にし、自校の具体的な目標を設定する。

2 人権教育の全体計画・年間指導計画の策定

- 各校においては、人権教育の推進に当たり、校内推進組織を確立するとともに、人権教育の推進方針のもと、教科横断的な視点を持ち、教育課程のPDCAサイクルの展開等を図る「カリキュラム・マネジメント」の観点により、人権教育の全体計画及び年間指導計画を策定し、組織的な取組を進めていくことが重要である。
- 全体計画は、本市人権教育の目的の実現に向け、学校としての人権教育の目標や、取り組むべき活動の全体を、総合的・体系的に示した計画である。児童・生徒の発達段階に即しつつ、各教科、総合的な学習（探究）の時間及び特別活動等の関連を考慮しながら策定する。また、年間指導計画は、全体計画に基づき、当該年度に行う人権教育の指導内容・方法等を具体化した指導計画である。とりわけ、小・中・小中学校（義務教育学校）においては、「特別の教科 道徳」の導入に鑑み、人権にかかわる内容項目との連動に留意することが重要である。

3 校内人権研修の取組

- 学校における人権教育をすすめるに当たっては、まず、教職員自らが人権文化の担い手として模範となり子どもたちが「自分は大切な存在」として認められていると実感できるような環境づくりに努めることが重要である。また、教職員が人権尊重の理念についての理解を十分に深め、鋭い人権感覚を身に付け、人権尊重の態度を示せるよう、各校において、効果的な校内研修を工夫して実施するとともに、教職員が自身の人権意識を絶えず見つめ直し、自己研鑽を積むなど、不断の努力が大切である。
- 校内で人権教育にかかわる研修会を企画・実施することはもとより、教育委員会や研究会が主催する人権教育にかかわる研修会に参加した成果を共有するなど、人権尊重の理念を教育活動全般に活かすように努める。

4 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携

- 学校での人権学習をより確かなものにするために、家庭や地域社会における環境づくりが求められる。保護者懇談会、家庭教育講座等の機会をとらえて、学校での取組内容を家庭や地域に伝えることにより説明責任を徹底し、PTA、学校運営協議会等とともに、地域ぐるみの行動につながるよう働きかけることが重要である。
- 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者・家庭を総合的に支援するため本市の子育て支援や青少年・若者施策を一元的に推進する「子ども若者はぐくみ局」所管の機関や各区役所・支所における総合的かつ専門的な窓口である「子どもはぐくみ室」をはじめ、福祉、保健、医療等、様々な分野の関係諸機関とのさらなる連携を進め、切れ目のない子ども・若者・家庭への支援を図ることが必要である。
- 小中一貫教育の視点での人権教育の取組はもとより、保育所・幼稚園・認定こども園や総合支援学校、高等学校との校種間連携により、子どもの発達段階に適した学習活動を計画することが必要であり、各校種間における学習

計画の調整や合同研修会など相互協力による具体的な連携が不可欠である。

V 個別的人権課題に対する取組

人権教育の2つの手法

人権教育の手法については、人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていく。

個別的な視点からのアプローチに当たっては、児童・生徒一人一人の課題を的確に把握し、自己実現に向けた自立を支援するなど「Ⅲ 人権教育推進の基本的方向」で示した目的や視点に十分留意するとともに、地域の実情や児童・生徒の発達段階などを踏まえつつ適切な取組を進めていく必要がある。

個別の人権課題に関する学習

個別の人権課題に関する学習を進める目的は、「人権という普遍的文化の担い手」の育成であることに留意するとともに、様々な課題の中から、子どもの発達段階等に配慮しつつ、各校の実情に応じて、より身近な課題、児童・生徒が主体的に学習できる課題、児童・生徒の心に響く課題を選び、時機をとらえて、効果的に学習を進めていくことが求められる。

各教科等の学習において個別の人権課題にかかわりのある内容を取り扱う際にも、当該教科等の目標やねらいを踏まえつつ、児童・生徒一人一人がその人権課題を自らの問題としてとらえ、自己の生き方を考え、行動できる契機となるような指導を行っていくことが望ましい。

当該人権課題の当事者等への十分な配慮

個別の人権課題に関する学習を進めるに当たり、児童・生徒やその保護者等の中に、当該人権課題の当事者等がいることも想定される。また、理解が十分でない教職員の言動が、児童・生徒の間に新たな差別や偏見を生み出すことがあるとの認識のもと、教職員においては、個別の人権課題の指導に取り組むに際し、まず当該分野の関連法規等のもとより、理念や考え方等について十分な認識を持ち、その人権課題にかかわる当事者への理解を深めると同時に、個人情報 の取扱いには、十分な配慮を行うことが重要である。

個別の人権課題を指導するに当たっての基本的な考え方

個別的人権課題としては、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成

14年（2002年）3月閣議決定，平成23年（2011年）4月一部変更）等において，様々な課題が取り上げられている。

ここでは，次の6項目について，個別の人権課題ごとの現状・課題及び取組に当たっての基本的な考え方を示す。

1 子どもにかかわる課題

平成6年（1994年）に我が国が批准し、発効した「児童の権利に関する条約」は、児童（18歳未満のすべての者）の人権の尊重、保護の促進を目指しており、学校教育においても、子どもたちの基本的人権に、より一層配慮し、一人一人を大切にした教育を行うことが求められている。

本市においては、子どもを健やかにはぐくむための市民共通の行動規範である「子どもを共に育む京都市民憲章」を平成19年（2007年）2月に制定し、さらには、「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」を平成23年（2011年）4月に施行し、憲章の理念を社会全体で総合的に実践する取組が進められている。

こうした子どもの人権にかかわる状況を踏まえ、学校においては、子どもの人権尊重を第一に考えて教育活動を展開するとともに、子どもたちに生ずる課題を、常に人権の視点からとらえることが必要である。

各学校においては、児童・生徒の自尊感情を高めるとともに、学級づくり、体験学習などを通して、児童・生徒間、児童・生徒と教職員間の共感的な人間関係の醸成を図り、相互の信頼関係を深めることを通して、個と個をつなぐ集団づくりを進めることが重要である。

(1) いじめ・不登校

【現状と課題】

本市では、いじめ・不登校について子どもの人権にかかわる課題として総合的な取組を進めているが、未だ根本的な解決には至っていない。「いじめや暴力は絶対に許されない」ことを毅然とした態度で指導していくことが引き続き求められている。

いじめについては、「いじめ防止対策推進法」が施行され（平成25年（2013年）9月）、いじめは、いつでもどの子どもにも起こり得るものであり、将来にわたっていじめの防止等のための取組を確実に推進していくことが求められている。

本市においても、いじめ問題に関して、「京都市いじめの防止等に関する条例」を平成26年（2014年）10月に施行するとともに、平成27年（2015年）1月「京都市いじめの防止等取組指針」を策定し、いじめの未然防止及び早期発

見，いじめに対する迅速かつ適切な対応並びにいじめの再発防止のための取組を総合的に推進してきた。

法施行後3年を経て，国においても「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定され，本市においても「いじめの積極的な認知」「未然防止・早期発見と組織的な対応の徹底と検証」などの取組の一層の充実を目指し，本市の取組指針を平成29年（2017年）9月に改定し，子どもが安心して生活し，学ぶことができる環境を構築するための施策・取組を一層推進しているところである。

また，不登校については，平成29年（2017年）2月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が完全施行され，不登校児童・生徒に対する教育機会の確保等が求められる中，本市では，不登校児童・生徒数が10数年前のピークから微減傾向であったが，近年，全国的な傾向と同様に増加傾向に転じる状況となっているところである。引き続き，子ども自身がいきいきと活動し，存在意義を感じることのできる「心の居場所」づくりや，自己実現に向けた意欲を高めるための取組を進める必要がある。

[取組にあたっての基本的な考え方]

- すべての教職員がしっかりと子どもたちとの信頼関係を築くとともに，各学校における情報の共有・集約を徹底し，「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を組織的に行う。また，自分も誰かの役に立てた，他人からも認められたという「自己有用感」を子どもたちに育てることにより，互いに高め合える集団づくりを進める。
- 「いじめは絶対に許されない人権侵害である」ことを理解させ，自分の大切さとともに他の人の大切さを認め，人権意識を高める取組を推進するとともに，子ども自身がいじめの問題を自らの問題として考え，その解決の当事者として実践する機会を設けるなど取組の充実を図る。
- 不登校に関しては，「不登校は問題行動ではなく，『学校に行けていない』という現象を表すものであり，誰にでも起こり得るものである」という認識のもと，未然防止に向けて初期段階で適切に対応するとともに，個の状況に応じた登校支援や社会との絆の構築等，社会的自立を目指した個々の児童生徒に応じた必要な支援を組織的かつ継続的に行う。

(2) 発達障害

[現状と課題]

発達障害者支援法（平成17年（2005年）4月施行，平成28年（2016年）8月一部改正），学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年（2007年）4月）が施行された。また，平成30年度より高等学校においても通級指導が可能となっている。

小・中学校等においては，診断名はつかないまでも「気になる子」として教職員が把握している子どもたちは増加の傾向にある。こうしたもと，LD等支援の必要な子ども（※）が，早期から，かつ適切に支援を受けることができるよう子どもをしっかりと見取るよう努めるとともに，発達障害がいじめや不登校，虐待を生じさせる可能性がある点にも留意し，周囲の子どもや保護者の発達障害についての理解と認識を深めることが求められている。

[取組にあたっての基本的な考え方]

- 教職員・保護者の発達障害についての正しい理解と認識を深め，LD等支援の必要な子どもの状態や特性に基づき，通級指導教室等も活用するなど，一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を行う。
- 就学前からの「就学支援シート」の活用や，関係諸機関との連携のもと，保護者と十分協議した上で「個別の指導計画」等を作成し，家庭との連携を基本としつつ，将来の進路を見据え，緊密な校種間連携による一貫した切れ目ない指導・支援を行う。
- 発達障害について，すべての子どもに正しい理解と認識を持たせる指導を推進するとともに，支援を必要とする子どもへの配慮は，すべての子どもへの配慮につながることを踏まえ，ユニバーサルチェック表を活用するなど授業の改善を進める。

※ 本市では，「LD（学習障害）・ADHD（注意欠陥多動性障害）・自閉症等」支援を必要とする子どもを，「LD等支援の必要な子ども」と呼んでいる。

(3) パソコン・スマートフォン等を通じたインターネット・SNSによる人権侵害

[現状と課題]

社会の情報化が進展する中で、情報の収集・発信ができる手軽で便利なメディアとして、パソコン・スマートフォンなどによるインターネット・SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の利用者は近年急速に増加している。しかし、発信者に匿名性があるものが多く、情報発信が技術的・心理的に容易にできることから、その特性を悪用した個人に対する誹謗・中傷などプライバシーの侵害や差別を助長する表現等の流布が増加するなど、人権にかかわる問題が発生している。また、「インターネット依存」が疑われる中学・高校生が全国で推計93万人に上るという調査結果（厚生労働省研究班，平成29年度調査）も報告されている。

そのため、これからの情報社会を生きる上で必要な情報モラルや適切な利用スキルを身に付けさせる指導を行い、「他者への影響を考え、人権，知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会で責任を持つ」態度、「危険回避など情報を正しく安全に利用できる」知識などを子どもたちに培うことが必要である。

[取組にあたっての基本的な考え方]

- 自他の人権を大切にし、人権が尊重される社会を実現することを目指す視点から、子どもたちに情報社会における正しい判断や望ましい態度をはぐくむ情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。
- 教職員がスマートフォンなど情報通信機器の機能や危険性，依存性について正しく理解し，家庭との連携により，インターネット上での情報流出から子どもを守るとともに，画面の向こうにはそれを扱う人がいることを常に意識し，誹謗・中傷やいじめ，不用意な発信等により自他を傷つけることがないように，子どもの実態を踏まえた指導を徹底する。
- 子ども自身がパソコンやスマートフォン等を正しく活用できる力を育成するとともに，教職員・保護者等の大人と子どもが課題意識を共有し，共に行動できる取組を推進する。

(4) 児童虐待

[現状と課題]

児童虐待は著しい人権侵害であり、子どもたちのかけがえのない生命を奪い、またそこに至らないまでも、心身の成長や人格の形成に重大な影響を与え、将来の世代の育成にも影響を及ぼすことが懸念される。学校や児童福祉施設等関係機関を通じた保護者への啓発や街頭啓発等により、児童虐待への理解が深まり、通告、認知件数が増加しているが、一方で全国的には、児童が死亡するなど深刻な事案が発生しており、虐待の防止、早期発見・早期対応などの取組が一層求められている。

[取組にあたっての基本的な考え方]

- 「児童虐待の防止等に関する法律」により、児童虐待の通告は国民の義務であること、とりわけ、学校の教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童相談所や子どもはぐくみ室、警察、PTA、学校運営協議会、地域諸団体をはじめとする関係諸機関との連携を深め、子どもを支える環境・条件の構築を進める。

- 一人一人の子どもの身体や表情、行動の変化などを十分に観察するとともに、家族の状況を関係機関と連携して把握するなど児童虐待の早期発見に向けた取組を徹底する。また、虐待を受けた子どもには発達障害に似た症状が現れることも多くあるため、子どもたちの困りの要因として、虐待の可能性を想定することも必要である。

- 子ども自身が「自らを大切な存在である」ことを自覚し、自分の置かれている状況をおかしいと認識し、やめてほしいと言えたり、周りの人に相談したりすることができる等の行動をとれる力を育成する。

(5) 子どもの貧困

[現状と課題]

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成26年（2014年）1月）が施行されるとともに、本市においても、社会全体で家庭の「子育て力」を高める

ために必要な支援策等をまとめた「貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」が定められ、すべての子どもが家庭の経済状況等から生じる「困り」により、将来を左右されることなく希望を持って成長し活躍していけるようにすることが求められている。

[取組にあたっての基本的な考え方]

- 「教育は貧困の連鎖を断ち切る希望である」との信念のもと、すべての子どもの自立に向け、学力向上はもとより主体的に学ぶ意欲や態度をはぐくむため、文部科学省の全国学力調査や小中一貫学習支援プログラムの結果等を活用して授業改善はもとより家庭学習の工夫、さらには放課後や長期休業中の補習などにより自学自習の習慣化を図る。

- 子どもの日々の様子の観察や、家庭訪問等により家庭の経済状況から生じる「困り」を把握した場合は、区役所の子どもはぐくみ室やスクールソーシャルワーカーとの連携をはじめ、関係機関との緊密かつ日常的な連携を深める中で、きめ細かな対応を行う。

(6) L G B T等の性的少数者

[現状と課題]

性の多様性について次第に認知されつつあるものの、社会の理解がまだ十分とはいえない現状があり、社会生活の様々な場面において偏見や差別が、L G B T等の性的少数者に精神的な苦痛を与えている。

こうした中、文部科学省から平成27年(2015年)4月には「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」が、平成28年(2016年)4月には「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教員向け)」が通知・配布されており、学校においても、教職員の正しい理解のもと、こうした子どもに対してきめ細かな対応をするとともに、子どもに偏見や差別意識を持たせないようにすることが求められている。

[取組にあたっての基本的な考え方]

- 学級にL G B T等の性的少数者がいる可能性があるとの共通理解のもと、

教職員がLGBT等についての正しい知識を有していることを子どもたちに発信したり、受容する姿勢を態度で示したりするなど、子どもが相談しやすい環境づくりに努めるとともに、相談があった場合には、子どもや保護者の心情等に配慮した組織的な対応を行う。

- LGBT等の性的少数者にかかわる課題の学習に当たっては、文部科学省が作成したパンフレットを活用するなどして、子どもに偏見や差別意識を持たせることのないよう発達段階、指導の目的や内容、取扱いの方法等について十分配慮して行う。

2 男女平等にかかわる課題

[現状と課題]

日本国憲法にうたわれた男女平等の理念の実現に向けた取組が進められた結果、男女が平等に暮らす社会の実現を目指すことは、広く受け入れられ定着しつつある。しかし、男女間の固定的役割分担意識が依然として残っているために、社会生活において女性が不利益を受ける場面が少なからずある。

本市では、平成15年（2003年）12月に、「京都市男女共同参画推進条例」を制定し、様々な取組を進めてきており、第4次京都市男女共同参画計画「きょうと男女共同参画推進プラン」（平成23年（2011年）3月策定、平成28年（2016年）3月改定）においては、「市民ひとりひとりが、性別にかかわらず個人として尊重され、様々な分野でいきいきと活動することができる男女共同参画社会の実現のための取組」の推進が求められている。

[取組にあたっての基本的な考え方]

- すべての子どもが、男女を問わず等しく個性ある人間として尊重され、一人一人が自己の能力を充分発揮できる資質や能力の基礎を培う。
- 性別に捉われることなく、自らの生き方を考え、主体的に進路を選択・決定することができるよう、系統的なキャリア教育の取組を推進する。
- 各教科・領域のみならず、学校生活全体に視野を広げ、男女共同参画の視点に立った学校教育活動を充実する。

3 障害のある人にかかわる課題

[現状と課題]

障害者基本法第3条は、「すべて障害者は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇が保障される権利」を有し、社会を構成する一員として、「あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる」と規定し、障害の改善・克服など障害そのものへの対応だけではなく、障害を個人と周りの状況との関係としてとらえ、障害のある人の活動と参加を促進し、生活の質の向上を図ることを求めている。

こうした中、平成23年（2011年）8月に施行された改正障害者基本法において、「障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る」ことが求められており、個々の教育的ニーズに的確に応える指導を可能とする多様で柔軟な連続性のある場を提供するインクルーシブ教育システムの整備の重要性が高まっている。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行（平成28年（2016年）4月）により、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供が義務付けられたことや、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領」を踏まえ、総合支援学校や育成学級、通級指導の担当者はもとより、すべての教職員が障害特性を正しく理解し、指導の専門性を高めることが求められている。

さらに、平成28年（2016年）4月に施行された「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」では、学校教育を通して、手話に対する子どもたちの理解を促進することが求められている。

[取組にあたっての基本的な考え方]

- 障害のある児童・生徒の教育的ニーズや障害の状態の的確な把握により、作成した「個別の指導計画」等に基づく一人一人の適性に応じた教育を充実させ、自立と社会参加を促進する。また、すべての子どもたちにとってわかりやすい授業・学習環境づくりを目指すユニバーサルデザインや合理

的配慮の取組の充実を図る。

- 障害のある児童・生徒と、障害のない児童・生徒の相互のふれあいを通じて、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくための豊かな人間性をはぐくむ「交流及び共同学習」を一層推進するとともに、すべての子どもが障害についての理解と認識を深め、互いを尊重し共に成長し合う教育を推進する。あわせて、手話に接する機会を提供し、手話が言語であることを学ぶなど、手話に対する理解を促進する。

4 同和問題にかかわる課題

[現状と課題]

本市においては、特別施策としての同和対策事業、すなわち同和行政は、平成13年度（2001年度）末の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」の法期限切れをもって終結したが、無論、そのことが同和問題の解決を直接意味するものではない。同和問題解決のための取組は、市民の共感的な理解を得て推進するとの基本姿勢のもと、広く市民を対象とする一般施策として実施している。学校教育においても、これまでの同和教育の成果の普遍化を通じて、すべての子どもたちの学力向上を目指す今日の本市教育に受け継がれている。

こうした中、平成28年（2016年）12月、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、現在もなお、部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別が顕在化する形態が多様化していることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、これを解消する取組を進めることが引き続き求められている。

[取組にあたっての基本的な考え方]

- すべての子どもたちの自立と家庭の教育力向上の支援など、人権教育としての取組を一層充実させるとともに、社会科（地理歴史科・公民科）での同和問題の指導をはじめ、人権尊重の観点から、発達段階に応じて、同和問題を児童・生徒に正しく理解させる指導を推進する。

- 新たな差別を生むことがないように、指導が真に部落差別の解消に資するものとなるよう、内容、手法等に関する研修を実施するなどその指導体制を構築する。

5 外国人・外国籍市民等にかかわる課題

[現状と課題]

昭和53年（1978年）に市会の議決を得て世界文化自由都市宣言を行った本市では、これまでから、多文化が息づくまちづくりに取り組んできたところである。こうした中、近年、外国にルーツをもつ児童・生徒の国籍・ルーツの多様化の進展や受け入れる学校の市域全体への散在化など新たな課題も生じてきており、日本語指導を必要とする児童・生徒への特別の教育課程を編成した指導をはじめとして、様々な取組を総合的に展開しているところである。

さらに、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集め、平成28年（2016年）6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されたところである。

本市では、引き続き、「京都市国際化推進プラン」（平成20年（2008年）12月策定、平成26年（2014年）3月改訂）に基づき、「多文化が息づくまち・京都」の実現に向けた取組の推進が求められており、学校教育においては、すべての児童・生徒に、民族や国籍の違いや文化、伝統の多様性を認め、相互の主体性を尊重し、共に生きる国際協調の精神を培う取組をはじめ「京都市立学校外国人教育方針」に掲げる目標のもとに教育実践を進めることが必要である。

[取組にあたっての基本的な考え方]

- すべての児童・生徒に自国の文化と伝統を理解させ、外国籍及び外国にルーツをもつ児童・生徒の民族的、文化的アイデンティティを大切にすることを進めるとともに、他国の文化を尊重する姿勢をはぐくむ。
- 学校における様々な教育活動の場を活用して、外国の文化や習慣等に触れる機会を設けるなど、すべての児童・生徒が多文化共生の意識を高めることができる取組を推進する。

- 日本語指導を必要とする児童・生徒に対して、自らの進路を切り拓いていけるよう、必要に応じて特別の教育課程による日本語指導等や進路に関する適切な支援など総合的な指導体制を確立する。

6 HIV 感染者等にかかわる課題

[現状と課題]

我が国においても、HIV 感染者やエイズ患者は残念ながら増加の一途をたどっている。HIV 感染者やエイズ患者に対しては、正しい知識や理解の不足から生じる偏見や差別意識が、社会生活の様々な場面で人権問題となって表れてきた。

そのため、HIV感染の危険性の啓発を進めるとともに、HIVは感染力が弱く、その感染経路も限られているため、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はないこと、また、HIVに感染してもエイズの発症を抑えたり、遅らせたりすることが可能となってきたことについての理解を深めることが重要である。

[取組にあたっての基本的な考え方]

- 感染予防と人権尊重の観点から、発達段階に応じて、エイズの疾病概念、感染経路及び予防方法を児童・生徒に正しく理解させる指導を推進する。
- エイズの予防は性行動とも密接なかかわりを有するため、男女の敬愛と人間としての在り方・生き方に深いかかわりを持つ「性に関する指導」と連動させて取組を推進する。

7 その他の課題

6までに掲げた課題のほか、以下の表にある「人権教育・啓発に関する基本計画」に掲げられている課題をはじめ、新たに生起する人権問題などその他の課題についても、児童・生徒の発達段階やそれぞれの学校の状況も勘案し、国等の通知やその他資料・教材等を活用するなど、必要な教育活動を行っていくことが求められている。

人権課題	趣旨
高齢者	高齢者に対する就職差別、介護施設等における身体的・心理的虐待、無断の財産処分（経済的虐待）などの人権問題が発生しており、高齢者がいきいきと暮らせる社会にするため、この問題についての関心と理解を深めていく必要がある。
アイヌの人々	アイヌの人々に対する偏見や理解不足から、就職や結婚などにおける差別等の人権問題が依然として存在しており、先住民族であるアイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深めていく必要がある。
ハンセン病患者・元患者等	ハンセン病に対する知識や理解の不足から、日常生活、職場、医療現場など社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しており、ハンセン病に対する正しい知識と理解を深めていく必要がある。
刑を終えて出所した人	刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見により、就職差別や住居の確保が困難であることなどの人権問題が発生している。刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い更生意欲とともに、周囲の人々の理解と協力により円滑な社会復帰を実現することが重要であり、この問題についての関心と理解を深めていく必要がある。
犯罪被害者等	犯罪被害者とその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷などにより名誉を傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの人権問題が発生しており、犯罪被害者とその家族の立場を考え、この問題についての関心と理解を深めていく必要がある。
北朝鮮当局による拉致問題等	「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」により、我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされており、この問題についての関心と理解を深めていく必要がある。

(法務省平成30年度啓発活動強調事項より一部改変)

《学校における》
人権教育をすすめるにあたって

平成31年(2019年)1月 一部改訂
3月 発行

編集・発行 京都市教育委員会指導部学校指導課
〒604-8161 京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3
大同生命京都ビル7階
TEL 075-222-3815 FAX 075-231-3117

京都はぐくみ憲章

～ 子どもを共に育む京都市民憲章 ～



京都はぐくみ憲章

わたくしたちは、

- 一、子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 一、子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 一、子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 一、子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。
- 一、子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 一、子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先します。

平成19年2月5日(育児ニコニコ笑顔の日)制定
3月13日 京都市会が憲章推進を決議